

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

1 概要

我が国の年金制度は、一般被用者を対象とする厚生年金保険制度と一般地域住民を対象とする国民年金制度を二大支柱とし、これに特定の職域を対象とする船員保険制度及び各種共済組合制度(国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、公共企業体職員等共済組合、私立学校教職員共済組合及び農林漁業団体職員共済組合)が加わり、国民皆年金体制が作られている。各制度の適用者数及び受給権者数はそれぞれ第3-1-1表及び第3-1-2表にみるとおりである。

第3-1-1表 各種公的年金制度の適用人員

第3-1-1表 各種公的年金制度の適用人員

(50年3月末現在) (単位: 人, %)

	適用人員	構成比
総数	54,565,874	100.0
国民年金	25,218,194	46.2
厚生年金保険	23,654,487	43.4
船員保険	255,681	0.5
国家公務員共済組合	1,158,300	2.1
地方公務員等共済組合	2,842,517	5.2
公共企業体職員等共済組合	785,366	1.4
私立学校教職員共済組合	225,782	0.4
農林漁業団体職員共済組合	425,547	0.8

厚年省年金局調べ

(注) 各種共済組合は49年3月末現在である。

第3-1-2表 各種公的年金制度の受給権者数

第3-1-2表 各種公的年金制度の受給権者数

(50年3月末現在) (単位:人)

	総数	老齢(退職)年金	障害(廃疾)年金	遺族(母子, 準母子, 遺児, 寡婦)年金
総数	4,728,145	3,426,735	247,810	1,056,600
国民年金	1,702,272	1,431,624	110,175	160,473
厚生年金保険	2,046,993	1,244,432	117,939	684,622
船員保険	49,319	21,979	4,164	23,176
各種共済組合	932,561	728,700	15,532	188,329

厚生省年金局調べ

(注) 1. 老齢(退職)年金の受給権者数には, 通算老齢年金, 特例老齢年金の受給者を含む。

2. 各種共済組合は49年3月末現在である。

我が国の年金制度は,36年の国民皆年金の実現以降,厚生年金保険,国民年金ともに3回の大きな制度改善が行われてきた。特に,48年度における改正は,財政再計算期を厚生年金保険については1年,国民年金については2年繰り上げて行われたもので,年金額の水準の大幅な引上げ,物価スライド制の導入を二本の柱とする画期的なものであった。

49年度においては,福祉年金の50%引上げ,スライド実施時期の繰上げ等の措置が取られた。

50年度においても,物価の上昇に対処するため,福祉年金等の60%引上げ,物価スライドの実施時期の繰上げ等の措置が取られた。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第1節 年金制度の現状と動向

2 50年度の国民年金法等の改正

第75回国会において、国民年金法等の一部を改正する法律が成立したが、その主な改正内容は次のとおりである。

(1) 福祉年金等の改善

福祉年金の額について、50年10月分から60%の大幅な引上げを行った。

老齢福祉年金の額は、月額7,500円から月額1万2,000円に、障害福祉年金の額は、1級障害について月額1万1,300円から月額1万8,000円に、2級障害について月額7,500円から月額1万2,000円に、母子福祉年金及び準母子福祉年金の額は、月額9,800円から月額1万5,600円に、それぞれ引き上げることとした。

48年度の改正により設けられた老齢特別給付金の額についても、50年10月分から月額5,500円を月額9,000円に引き上げることとした。

(2) 拠出年金の改善

ア スライドの実施時期の繰上げ

厚生年金保険、船員保険及び国民年金について、48年度の改正により、年金額の実質価値の維持を図るために、いわゆる年金額の物価スライド制が導入され、年度平均の全国消費者物価指数が1年度又は継続する2年度以上の間に5%を超えて変動した場合には、その変動した比率を基準として、厚生年金保険及び船員保険については、11月から、国民年金については、翌年1月から年金給付の額が改定されることとなったが、49年度の全国消費者物価指数の対前年度比上昇率が48年度に引き続き大幅なものであったことにかんがみ、50年度におけるスライドの実施時期を49年度と同様に、厚生年金保険及び船員保険については50年11月から50年8月に、国民年金については51年1月から50年9月に、それぞれ繰り上げることとした。

なお、49年度の全国消費者物価指数の上昇率は21.8%であるので、これにより年金額の改定が行われることとなっている。

イ 国民年金の5年年金の額の引上げ

50年2月分から支給が開始された5年年金の額は、48年度改正により月額8,000円とされていたが、49年度及び50年度におけるスライドの実施によって50年9月から月額1万1,320円に引き上げられた。しかし、同年10月から老齢福祉年金の額が1万2,000円に引き上げられたので、拠出年金と無拠出年金とのバランスを考慮して、50年10月から、5年年金の額を更に月額1万3,000円に引き上げることとした。

ウ 厚生年金保険及び船員保険の在職老齢年金の改善

厚生年金保険及び船員保険の老齢年金は、原則として退職していることを要件として支給されるものであるが、在職中であっても、低所得(報酬月額が5万円以下)である60歳から64歳の者に対しては、その者の標準報酬等級に応じて老齢年金の2割、4割、6割又は8割を支給することとされていた。この報酬月額の限度額5万円は、いわゆる「5万円年金」を基準として設定されたものであるので、49年度及び50年度におけるスライド措置による年金額の引上げを勘案して報酬月額の限度額を5万円から7万4,000円に引き上げることとした。また、支給率についてもこれまでの4段階制を、2割、5割、8割の3段階制に簡素化することとした。

エ 有期年金の終身年金化

大正5年4月1日以前に生まれた者で、老齢年金の支給要件に該当したい者のうち、所定の期間保険料を納付した者については、老齢年金が特例的に支給されることとなっているが、70歳に到達すると失権し、老齢福祉年金に移行することとなっているので、この老齢年金は「有期年金」と称されていた。今回の改正により、70歳失権が廃止され、終身支給されることとなった。

(3) 国民年金の保険料の額の改定

48年改正により、国民年金の給付水準を大幅に引き上げる改善が行われたが、保険料については、急激な負担増を避けるため、段階的に引き上げることとしているところである。これにより、昨年改正で、50年1月分からの保険料の額は月額1,100円に改定されたところであるが、今回の改正では、51年4月分から300円引き上げて月額1,400円に改定することとした。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

1 拠出制国民年金

(1) 適用状況

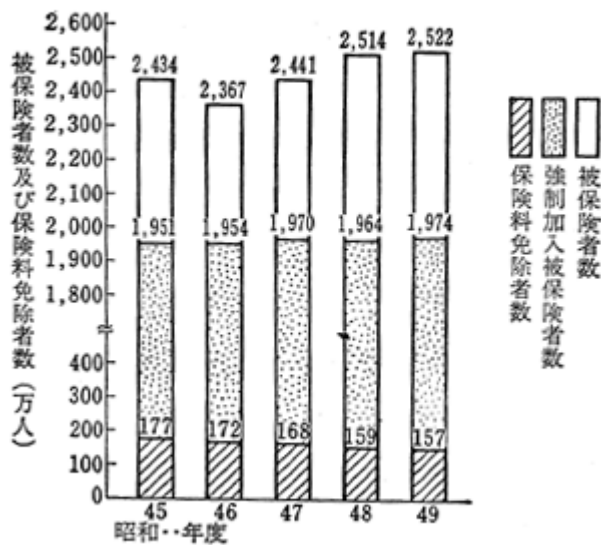
国民年金は、他の公的年金制度が被保険者を職場単位には擬しているのと異なり、被保険者を住所地において個々には握しなくてはならず、しかも、その対象者が過去において年金制度になじみの薄い階層であることから、制度を普及させるに当たっては、他の公的年金制度にみられない種々の困難な問題があるが、49年度に入り5年年金の支給が開始されたこともあって年金受給権者数が大幅に増加したこと及び物価スライド制により年金額が引き上げられ、所得保障としての位置付けが明確にされたこともあって住民の関心が高まり、適用が促進されてきた。

総数においては、昨年度に比べ8万人の増にとどまっているが、5年年金加入者のうち、5年間の被保険者期間を満たして資格喪失した者が、50年3月までの間に44万人にも及んでおり、この減少を差し引いてもなお総数においては増加している。特に、サラリーマンの妻を中心とした任意加入被保険者が54万人も増加している。

なお、50年3月末における被保険者総数は、2,522万人である(第3-1-1図)。

第3-1-1図 国民年金被保険者数及び保険料免除者数の推移

第3-1-1図 国民年金被保険者数及び
保険料免除者数の推移



社会保険庁調べ

(2) 保険料

国民年金の保険料収入は,49年度においては2,836億円である(第3-1-3表)。

第3-1-3表 国民年金保険料収納状況

第3-1-3表 国民年金保険料収納状況

(単位:100万円)

45年度	46	47	48	49
107,090	122,413	153,617	181,917	283,631

社会保険庁調べ

現年度の保険料の徴収状況を示す指標として検認率がある。検認率とは,被保険者が保険料を納付すべき月数に対する保険料を納付した月数の比率であって,その年度の保険料の徴収の状況を見るために使われる。この検認率についてみると,年々着実に向上しており,49年度末における全国平均の検認率は95.8%に達している。

また,保険料の未納により年金権を損うことのないよう今後とも保険料未納者に対して,納付書や納付勧奨状の発行,戸別訪問による納入督促の実施など徴収体制を更に充実していく必要がある。

(3) 保険料の免除

保険料の免除には,法定免除と申請免除との二つがある。法定免除とは,法定の条件に該当するときは当然

に保険料が免除されるものであり、その該当理由は、障害年金、母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権者であるとき、生活保護法による生活扶助を受けているとき等である。申請免除とは、保険料を納付することが困難であるとする者の申請に基づき、都道府県知事の承認により保険料が免除されるものである。

49年度において保険料を免除された被保険者数は、法定免除68万人、申請免除89万人、合計157万人であって、免除対象である強制加入被保険者に対する割合は8.0%である(第3-1-1図)。

この免除について年度別にその状況を見ると、逐次その数が減少している。

これは、制度の趣旨が周知されるに従い、また、現実には老齢年金の支給が開始されたこともあって、将来、より有利な年金を受けるために納付意欲が上向いた現れであるといえよう。

(4) 附加年金

附加年金は、より高い年金を受けたい人のために設けられた制度で、加入者は附加保険料を納付する必要がある。その加入は本人の任意となっているが、農業者年金基金の加入者については当然加入となっている。

49年度末における附加年金加入者数は、任意加入者が163万人、当然加入者が104万人、合計267万人であり、昨年に比べ19.3%の増加となっている。

この附加年金加入者数は、年々増加の傾向にあり、加入者の中でより高い年金を希望する傾向が強まっているといえる。

(5) 給付

拠出制の年金給付には、老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金及び寡婦年金があり、その受給状況を見ると、第3-1-4表のとおりである。

第3-1-4表 国民年金受給権者数及び給付額の推移

第3-1-4表 国民年金受給権者数

		総 数	老 齢 年 金	通 老 齢 年 金	障 害 年 金
受給権者数(人)	45年度末	176,869	—	—	48,040
	46	429,781	229,470	2,513	60,117
	47	750,654	517,854	13,280	73,658
	48	1,050,068	789,230	26,090	87,511
	49	1,702,249	1,382,262	49,362	110,162
給付額(百万円)	45年度	17,439	—	—	5,439
	46	31,337	11,972	50	6,794
	47	50,505	20,701	261	9,142
	48	162,712	102,511	1,751	24,655
	49	276,287	197,259	3,589	35,868

社会保険庁調べ

及び給付額の推移

母 子 年 金	準 母 子 年 金	遺 児 年 金	寡 婦 年 金
122,051	78	6,700	—
126,715	92	6,731	4,143
128,662	109	6,643	10,448
129,173	124	6,502	17,438
129,215	132	6,451	24,665
11,560	7	433	—
11,989	9	443	80
13,393	11	490	205
31,733	30	1,153	879
36,730	37	1,316	1,488

46年度から支給が開始されている老齢年金は、いわゆる10年年金と呼ばれる老齢年金が中心であるが、更に、50年2月からはいわゆる5年年金と呼ばれる老齢年金の支給が開始され、受給権者全体で48年度末に比べ61.2%増加している。

更に、50年7月からはいわゆる再開5年年金といわれる老齢年金の支給が開始され、このほか51年度からは制度開始時に強制適用のグループが65歳に達することからも、今後、老齢年金受給権者の急速な増加が予想されている。

(6) 財政

国民年金においては、被保険者の納付する保険料のほかに、国はその保険料の拠出時において、強制加入被保険者の保険料(附加保険料を除く)額の2分の1に相当する額を負担し、このほか、附加年金の給付費の4分の1に相当する額、若齢任意加入被保険者の給付費の3分の1に相当する額及び保険料免除期間に係る給付費全額等をその給付時に負担することとしている。この国の負担割合は、他の年金制度に比較し、事業主負担分がないこともあって高くなっている。

この保険料及び国庫負担による収入から給付に要した費用の残額を積み立てることとしており、49年度における積立金は2,436億円、49年度末における積立金総額は1兆6,906億円に達している。なお、この一部は還元融資として、国民生活にかかわりの深い住宅、水道、福祉施設の建設のために充てられている。

このほか、国民年金の事務の執行に要する経費は全額国庫で負担している。

厚生白書(昭和50年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

2 福祉年金

(1) 受給者及び年金額

福祉年金には、老齢福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金があり、このほか老齢特別給付金がある。これらの給付は、全額国庫負担で賄われている。

福祉年金の月額は、第3-1-5表のとおりほぼ毎年引き上げられている。

第3-1-5表 福祉年金額の引上げ経過

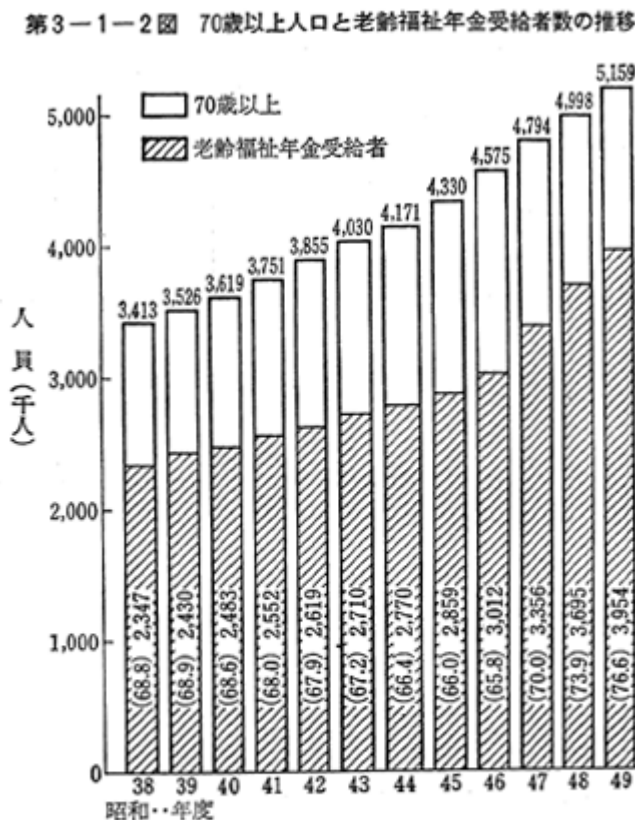
第3-1-5表 福祉年金額の引上げ経過

(単位：円)

	老齢福祉年金	障害福祉年金	母子福祉年金	準母子福祉年金	老齢特別給付金
(制度発足時)					
34年11月1日	1,000	1,500	1,000		
36. 4. 1				(創設) 1,000	
38. 9. 1	1,100	1,800	1,300	1,300	
40. 9. 1	1,300	2,000	1,500	1,500	
42. 1. 1	1,500	2,200	1,700	1,700	
43. 1. 1	1,600	2,500	2,000	2,000	
43. 10. 1	1,700	2,700	2,200	2,200	
44. 10. 1	1,800	2,900	2,400	2,400	
45. 10. 1	2,000	3,100	2,600	2,600	
46. 11. 1	2,300	3,400	2,900	2,900	
47. 10. 1	3,300	5,000	4,300	4,300	
48. 10. 1	5,000	7,500	6,500	6,500	
49. 1. 1					(創設) 4,000
49. 4. 1		(2級創設) 5,000			
49. 9. 1	7,500	1級 11,300 2級 7,500	9,800	9,800	5,500
50. 10. 1	12,000	1級 18,000 2級 12,000	15,600	15,600	9,000

49年9月末における老齢福祉年金の受給者数は395万4,000人であり、これは、総理府統計局において推計した70歳以上人口515万9,000人の約76.6%に相当している(第3-1-2図)。また、障害福祉年金は、当初視聴覚障害及び肢体不自由といういわゆる外部障害のみを支給対象としていたが、その後、支給要件の緩和や支給対象の拡大が行われ、結核や精神障害、心機能障害、肝臓疾患等いわゆる内部障害をその支給対象に加え、更に、事後重症制度(障害の程度が最初は軽くとも、それが後に悪化したとき障害福祉年金を支給する制度)も取り入れられたので、受給者数は毎年増加し、49年度末現在では44万7,000人である。

第3-1-2図 70歳以上人口と老齢福祉年金受給者数の推移



社会保険庁調べ

- (注) 1. 受給者数は、各年度とも9月末現在である。
2. ()内の数字は%を示す。

母子福祉年金及び準母子福祉年金は、その役割を拋出制の母子年金及び準母子年金に譲り、受給権者の新規発生が減少している一方、既存の受給者は、その支給要件となる子、孫又は弟妹が義務教育を終了するため、年々減少し、49年度末現在では7,000人弱となっている。

老齢特別給付金の受給者数は、49年1月に支給が開始されたときから順次70歳到達者が出てくるため、毎月減少してきており、49年度末現在では37万3,000人となっている。

なお、49年度末における福祉年金の受給者の総数は、484万6,000人である。

(2) 支給停止

福祉年金は、全額国庫の負担によって支給するところから、限られた範囲内で効果的に所得保障を図ろうとする趣旨で、幾つかの支給制限の措置が取られている。

これを大別すれば、1)一定額以上の所得を有することによるものと2)他の公的年金を受けることによるものとに二分することができる。

49年度末現在の受給権者484万人中、支給停止条件に該当し、福祉年金の支給を停止されている者は54万人

(11.2%)である。

ア 所得による支給停止

受給権者本人,その配偶者又は受給権者の生計を維持する扶養義務者の前年における所得が一定の額以上である場合,その年の5月から翌年の4月まで福祉年金の全額を支給停止することとされている。

所得による支給停止の基準額は,毎年,所得税法及び地方税法の改正に伴って引き上げられるほか,国民一般の所得の伸びを考慮して引上げを図ってきている。

所得による支給停止の該当者は,49年度末現在で扶養義務者の所得によるものが5万9,000人,本人の所得によるものが20万2,000人,配偶者の所得によるものが1万5,000人,合計27万6,000人となっている。なお,所得による支給停止を受けている者は年金受給権者の5.1%である。

イ 公的年金受給による支給停止

厚生年金保険,恩給等の他の公的年金制度から年金による保障を受けている者に対しては福祉年金の支給を停止することとされている。

公的年金受給による支給停止の基準は,厚生年金保険や普通恩給等一般の公的年金を受給している場合と,増加恩給や公務扶助料等のうち戦争公務に基づく公的年金を受給している場合とでは異なっている。すなわち,一般の公的年金を受給している場合は,その公的年金の額が16万円(50年10月分から24万円)を下回るときに限り,16万円と当該公的年金との差額が支給される。なお,福祉年金の額が16万円を超えるときは,福祉年金の額から当該公的年金の額を差し引いた額が支給される。また,戦争公務に基づく公的年金を受けている場合には,その負傷し,又は死亡した当時の階級が大尉以下の旧軍人及びこれに相当する者又はこれらの者の遺族であるときは,福祉年金の全額が支給される。

(3) 給付費

福祉年金は,毎年,1月,5月及び9月を支払期月として,その前月までの分を受給権者の住所地の郵便局で支払うこととしている。

この支払いに要する財源は全額国庫負担で,毎年一般会計から国民年金特別会計に繰り入れられている。

制度が発足した34年から48年度末までに約9,395億円支払われているが,最近5年間をみると,第3-1-6表のとおりである。

第3-1-6表 福祉年金支払額の推移

第3-1-6表 福祉年金支払額の推移
(単位:100万円)

	44年度末	45	46	47	48
支払額	68,837	75,778	89,274	127,184	199,912

社会保険庁調べ

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

3 厚生年金保険

(1) 適用状況

厚生年金保険の適用事業所数は、毎年度3～4%程度増加しており、49年度末では約83万5,000となっている。

また、被保険者数は、毎年度2～3%程度増加してきていたが、49年度末では約2,365万人と若干減少している。

なお、1事業所当たりの被保険者数は、毎年度わずかではあるが減少傾向にあり、49年度末では、28.3人となっている(第3-1-7表)。

第3-1-7表 厚生年金保険適用状況の推移

第3-1-7表 厚生年金保険適用状況の推移

	事業所数	被 保 険 者 数				
		合 計	第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種
45年度末	731,572	22,259,616	14,834,388	7,312,582	79,953	32,693
46	746,108	22,514,189	15,092,708	7,322,673	63,144	35,664
47	776,594	23,111,511	15,528,419	7,492,989	51,930	38,173
48	813,706	23,745,839	15,975,237	7,690,006	41,518	39,078
49	835,472	23,654,487	16,112,302	7,454,998	42,092	45,095

社会保険庁調べ

(2) 標準報酬及び保険料

厚生年金保険においては、年金額及び保険料額を計算する場合、被保険者が受けている報酬を基礎とするが、

実際に受ける報酬を35等級に区分された標準報酬にあてはめて、それにより計算することとなっている。

平均標準報酬月額は、近年の賃金の上昇を反映して毎年度10%以上増加しているが、特に49年度は賃金の上昇が著しく、前年度に比べて24%と大幅に上昇し、第1種被保険者12万9,682円、第2種被保険者7万1,238円、第3種被保険者15万2,586円となり、その平均額は11万1,268円となっている(第3-1-8表)。

第3-1-8表 厚生年金保険標準報酬月額の推移

第3-1-8表 厚生年金保険標準報酬月額の推移
(単位:円)

	第4種以外の被保険者				第4種被保険者
	平均	第1種	第2種	第3種	
45年度末	54,806	64,823	34,306	71,149	37,827
46	64,301	76,044	39,932	83,571	42,149
47	72,081	84,801	45,565	94,567	47,898
48	89,439	105,747	55,439	111,694	53,965
49	111,268	129,682	71,238	152,586	61,391

社会保険庁調べ

保険料の額は、標準報酬月額に保険料率を乗じて計算されるが、この保険料率は、保険給付の予想額、積立金の運用利子、国庫負担の予定額等に照らして、少なくとも5年ごとに再計算されることになっている。

(3) 保険給付

厚生年金保険の保険給付には、年金給付として老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金及び遺族年金があり、一時金給付として障害手当金及び脱退手当金がある。

年金の受給権者数は、毎年度10%以上の増加を続けており、49年度末では約205万人となっている。49年度末における年金受給権者1人当たりの平均年金額は、48年度改正により導入された物価スライド制の第1回目の措置が49年8月から実施されたことによって、前年度に比べて約16%増加している(第3-1-9表及び第3-1-10表)。

第3-1-9表 厚生年金保険年金受給権者数及び給付額の推移

第3-1-9表 厚生年金保険年金受給権者数及び給付額の推移

		総数	老齢年金	通算老齢年金	特例老齢年金	障害年金	遺族年金
受給権者数(人)	45年度末	1,187,639	519,695	90,157	378	95,166	482,243
	46	1,370,532	600,516	138,911	348	100,036	530,721
	47	1,571,641	690,233	196,336	315	104,892	579,865
	48	1,773,401	774,763	259,861	314	109,857	628,606
	49	2,046,993	888,707	355,415	310	117,939	684,622
給付額(100万円)	45年度末	155,890	89,007	6,213	25	12,724	47,922
	46	199,386	115,789	10,695	26	14,897	57,979
	47	232,748	137,872	15,175	24	15,915	63,762
	48	589,717	355,252	41,504	53	38,075	154,833
	49	787,361	478,606	64,870	64	47,615	196,206

社会保険庁調べ

第3-1-10表 厚生年金保険年金受給権者1人当たり平均年金額(月額)の推移

第3-1-10表 厚生年金保険年金受給権者1人当たり平均年金額(月額)の推移
(単位:円)

	老齢年金	通算老齢年金	特例老齢年金	障害年金	遺族年金
45年度末	14,272	5,743	5,471	11,142	8,281
46	16,068	6,416	6,186	12,410	9,104
47	16,646	6,441	6,303	12,644	9,163
48	38,211	13,310	14,140	28,882	20,526
49	44,879	15,210	17,222	33,644	23,883

社会保険庁調べ

ア 老齢年金

49年度末における老齢年金の受給権者数は約89万人で,前年度に比べて15%増加している。

イ 通算老齢年金

49年度末における通算老齢年金の受給権者数は約36万人で,通算年金制度が創設された36年以来,毎年度著しい増加を続けている。特に,45年度及び46年度には,高齢者に対する資格期間短縮措置による受給権者が多数発生したこともあって,大幅な伸びを示している。

ウ 特例老齢年金

特例老齢年金は,旧陸軍共済組合等の組合員であった者について,その旧共済組合員期間を含めて受給資格期間をみることによって支給される年金であるが,49年度末の受給権者数は310人で前年度に比べて若干減少している。

エ 障害年金

49年度末における障害年金の受給権者数は約12万人で,前年度に比べて7%増加している。

オ 遺族年金

49年度末における遺族年金の受給権者数は約68万人で,前年度に比べて9%増加している。

カ 障害手当金

49年度における障害手当金の受給者数は598人で,受給者1人当たりの平均受給額は51万336円である。

キ 脱退手当金

49年度における脱退手当金の受給者数は6万1,180人で、毎年度減少傾向を示している。受給者1人当たりの平均受給額は5万4,724円である。

(4) 財政

厚生年金保険の運営に要する経費は、保険給付に要する経費と事業運営に要する事務費に大別される。前者は、主として保険料と積立金から生じる利子収入によって賄われるが、更に20%の国庫負担がある。後者は、その全額が国庫負担により賄われている(第3-1-11表)。

第3-1-11表 厚生年金保険収支状況

第3-1-11表 厚生年金保険収支状況
(単位：100万円)

	45年度	46	47	48	49
収入総額	1,033,362	1,218,971	1,471,366	1,876,035	2,661,255
保険料	747,945	871,765	1,043,123	1,346,879	1,930,700
国庫負担金	33,004	36,010	45,415	65,334	136,147
事務費	5,192	6,503	7,277	8,850	11,773
給付費	27,812	29,507	38,138	56,484	124,374
利子	249,612	309,096	379,764	459,637	586,023
その他の収入	2,801	2,100	3,064	4,185	8,385
支出総額	167,168	196,962	243,102	350,516	710,019
保険給付費	154,470	183,079	225,922	331,061	682,750
事務費	5,698	6,871	7,861	9,685	12,231
福祉施設費	6,887	6,878	9,155	9,215	14,666
その他の支出	113	134	164	555	372
収支差引剰余金	866,194	1,022,009	1,228,263	1,525,519	1,951,236
翌年度へ繰越し	—	636	1,613	4,842	4,666
積立金へ繰入れ	866,194	1,021,373	1,226,651	1,520,677	1,946,570
年度末現在積立金	3,554,000	4,420,194	5,446,973	6,673,624	8,194,301

社会保険庁調べ

(注) 「積立金へ繰入れ」は、当該年度の決算の結果生じた剰余金を翌年度において積み立てる額であり、当該年度の「年度末現在積立金」は、この額を含まない積立金の総額である。

(5) 福祉施設

厚生年金保険においては、本来の保険給付のほか、被保険者、被保険者であった者及び手金受給権者の福祉の増進を図ることを目的として、次の福祉施設を設けている。

ア 厚生年金病院9か所

イ 厚生年金会館5か所

ウ 厚生年金総合老人ホーム1か所

エ 厚生年金老人ホーム31か所

オ 厚生年金スポーツセンター3か所

(6) 厚生年金基金

厚生年金基金は、政府管掌の厚生年金保険の老齢年金及び通算老齢年金のうち、報酬比例部分の一部を代行し、併せて、これを上回る年金給付を行うことを目的として、企業等の事業主の発意により、厚生大臣の認可を受けて設立される特別法人である。

基金は、従業員1,000人以上の企業が単独に、又は合わせて従業員が1,000人以上となる幾つかの企業が共同して設立することができるが、その企業等の労使の合意が必要とされており、50年7月1日現在では、921基金、517万人を超える加入員を擁するに至っている。

基金設立の態様をみると、921基金のうち、単独企業による単独設立が402基金で43.6%を占め、親企業と子企業という二つ以上の関連企業による連合設立が、306基金で33.2%、同種同業の多数の中小企業による総合設立が213基金23.2%となっている。

母体企業の業態別状況は第3-1-12表のとおり機械器具製造業、卸売・小売業等が多い。

第3-1-12表 企業業態別厚生年金基金設立状況

第3-1-12表 企業業態別厚生年金基金設立状況

(50年7月1日現在)

	基金数	加入員数	1基金当たり加入員数
水産業	3	6,166	2,055
建設業	46	182,820	3,974
食料品製造業	38	151,032	3,975
繊維製品製造業	69	358,747	5,199
木製品製造業	9	35,025	3,892
化学工業	60	236,561	3,943
金属工業	31	196,510	6,339
機械器具製造業	189	1,362,051	7,207
その他の製造業	65	270,791	4,166
卸売・小売業	185	1,053,209	5,693
金融業	96	550,093	5,730
運輸通信業	82	504,003	6,146
サービス業	48	260,780	5,433
計	921	5,167,788	5,611

厚生省年金局調べ

加入員規模別にみると、5,000人未満の基金が68.3%、5,000人以上の基金は31.7%となっている。なお、第3-1-13表のとおり、5,000人以上の基金の占める割合は上昇の傾向を示している。

第3-1-13表 加入員規模別厚生年金基金数の推移

第3-1-13表 加入員規模別厚生年金基金数の推移

		2,000人未満	2,000~5,000人	5,000~10,000人	10,000人以上
46年	7月	337(43.5)	224(28.9)	119(15.4)	94(12.2)
47	7	356(43.0)	242(29.2)	129(15.6)	101(12.2)
48	7	295(34.1)	295(34.1)	156(18.0)	120(13.8)
49	7	312(34.6)	305(33.8)	163(18.1)	122(13.5)
50	7	318(34.5)	311(33.8)	167(18.1)	125(13.6)

厚生省年金局調べ

(注) ()内の数字は%を示す。

ア 基金の給付

基金が支給する給付には、退職を支給事由とする年金給付と、脱退又は死亡を支給事由とする一時金給付とがある。

退職を支給事由とする年金給付は代行部分を上回るものでなければならないが、その算定方式としては、厚生年金保険の報酬比例部分と同じ計算方式を用いて手厚い給付を行うもの(代行型)、この方式によるものに企業の独自性に応じた特別の額を上積みする方式を加えたもの(加算型)などがあり、第3-1-14表にみられるとおり、最近加算型の基金が漸次増加する傾向をみせている。

第3-1-14表 制度設計タイプ別厚生年金基金数の推移

第3-1-14表 制度設計タイプ別厚生年金基金数の推移

		代行型	加算型	共済型
46年	7月	512(66.1)	257(33.2)	5(0.7)
47	7	539(65.1)	283(34.2)	6(0.7)
48	7	544(62.8)	315(36.4)	7(0.8)
49	7	550(60.9)	345(38.3)	7(0.8)
50	7	547(59.4)	367(39.8)	7(0.8)

厚生省年金局調べ

(注) ()内の数字は%を示す。

年金給付の受給権者は、基金制度の歴史が浅いためまだ本格化はしていないが、漸次その数を増し、49年度末では、12万人を超えるに至っている。

イ 掛金

基金の掛金の額は完全積立方式を建前として各基金ごとに、それぞれの給付に見合った掛金率が定められている。なお、基金が設立された場合、代行部分に見合う保険料率(男子1,000分の28,女子1,000分の24)相当分は、政府に納付することを免除される。

掛金の額の負担割合は事業主と加入員との折半を原則とするが、基金の設立によって政府に納付することを免れる保険料相当額を超える部分については、事業主の負担を増すことができることになっている。

ウ 標準給与

基金の給付及び掛金の計算の基礎となる標準給与の決定方法等については、厚生年金保険の標準報酬の例によることを原則としている。

エ 財政

基金の運営に要する経費は、年金給付に要する経費(年金経理)と基金の事業運営に要する経費(業務経理)に大別される。

年金給付に要する経費は、掛金、利子収入及び年金給付に対する国庫負担(基金の年金給付のうち、代行部分の給付について政府管掌に見合った国庫負担が行われる。)で賄われ、基金の事業運営に要する経費は、事務費掛金として全額事業主が負担するのが通例とされている。

なお、基金は、給付を将来とも賄うことができる適正な掛金が確保されているかどうかを検証し、必要な措置を講ずるため、設立後3年を経過した年度末に第1回目の財政再計算を行い、以後5年目ごとに財政再計算を行わなければならないことになっている。

オ 福祉施設

基金は、加入員及び加入員であった者に対して、本来の基金の給付を補完し、これらの者の福祉の増進を図るため、必要な福祉施設を行うことができることとされ、49年度から各基金で実施されている。

カ 厚生年金基金連合会

基金は、その中途脱退者について、1か月でも加入員期間があれば年金給付を支給しなければならないが、このような短期加入者(通常10年未満)に対する年金の支給を目的として、基金からその者の年金給付の現価相当額の移管を受け、これによって承継した中途脱退者の年金給付の支給を主たる業務とするのが厚生年金連合会である。

50年7月現在までの中途脱退者数及び現価相当額は、それぞれ496万人及び888億円である。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

4 船員保険(年金部門)

船員保険の年金部門の給付には、老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金及び遺族年金の各種年金と、障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金、遺族年金差額一時金、行方不明手当金及び脱退手当金があり、更に、従前の規定によって支給されるものとして、寡婦(かん夫)年金と遺児年金がある。

これら年金部門の給付のうち、その主なものの給付状況は、次のとおりである(第3-1-15表及び第3-1-16表)。

第3-1-15表 船員保険年金受給権者数及び給付額の推移

		総数	老齢年金 (通算老齢 年金を含む)	障害年金		遺族年金		寡婦・ かん夫・ 遺児年金
				職務外	職務上	職務外	職務上	
受給権者数(人)	45年度末	36,532	14,236	2,513	1,356	7,323	8,494	2,610
	46	38,609	15,685	2,286	1,438	8,176	8,476	2,548
	47	41,931	17,511	2,345	1,507	9,255	8,800	2,513
	48	45,115	19,341	2,411	1,549	10,296	9,048	2,470
	49	49,319	21,979	2,519	1,645	11,429	9,330	2,417
給付額(百万円)	45年度末	6,561	3,229	361	295	795	1,628	252
	46	7,697	3,916	363	341	986	1,819	272
	47	8,836	4,492	377	397	1,127	2,174	263
	48	20,735	11,308	923	783	2,894	4,232	593
	49	26,782	14,763	1,131	1,038	3,733	5,442	675

社会保険庁調べ

(注) 職務上の障害年金及び遺族年金は、職傷病者戦没者遺族等援護法による年金の支給を受けているために支給停止されている者は除いた。

第3-1-16表 船員保険年金種類別1人当たり平均年金額(月額)の推移

第3-1-16表 船員保険年金種類別1人当たり平均年金額(月額)の推移

(単位:円)

年度末	老齢年金	通算 老齢年金	障害年金		遺族年金		寡婦・ かん夫・ 遺児年金
			職務外	職務上	職務外	職務上	
45	19,151	6,998	11,974	18,135	9,048	15,975	8,053
46	21,212	7,299	13,225	19,790	10,048	17,888	8,901
47	22,053	7,047	13,408	21,959	10,152	20,589	8,877
48	50,892	14,712	31,908	42,126	23,421	38,979	20,079
49	59,221	16,522	37,432	52,598	27,219	48,605	23,277

社会保険庁調べ

なお、職務上の事由による年金給付については、第74回臨時国会において成立した改正法により労働者災害補償保険に準じた給付改善が行われた。

(1) 老齢年金

49年度末における老齢年金の受給権者数は、前年度末に比べると約14%の増加である。

また、受給権者1人当たりの平均年金額は、前年度末に比べると約16%の増加となっている。

(2) 障害年金

49年度末における障害年金の受給権者数は、前年度末に比べ、職務外の事由によるものは約4%、職務上の事由によるものは約6%増加している。

また、受給権者1人当たりの平均年金額は、前年度末に比べ、職務外の事由によるものは約17%、職務上の事由によるものは約25%の増加となっている。

(3) 遺族年金

49年度末における遺族年金の受給権者数は、前年度末に比べ、職務外の事由によるものは約11%、職務上の事由によるものは約3%増加している。

また、受給権者1人当たりの平均年金額は、前年度末に比べ、職務外の事由によるものは約16%、職務上の事由によるものは約25%の増加となっている。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

5 石炭鉱業年金基金

石炭鉱業年金基金は、石炭鉱業労働者の老齢又は死亡について給付を行い、これによって石炭鉱業労働者の生活の安定と福祉の向上に寄与し、併せて、石炭鉱業労働者の雇用の安定確保に資することを目的として、42年10月2日に発足した。石炭鉱業の事業主が基金の会員(49年度末現在会員数21)となり、前年の出炭量に応じて掛金(1トン当たり40円)を全額負担し、坑内員、坑外員(49年度末現在坑内員数2万4,337人、坑外員数5,636人)の受ける給付が、厚生年金保険の老齢年金にプラス・アルファとして上積みされる点に、この制度の特色がある。

基金設立後5年を経て給付の始まった47年には財政の再計算が行われ、その際併せて給付の改善も行われた(49年度末現在受給権者数、坑内員老齢年金3,274人、坑外員老齢年金1,408人)。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第2節 年金の各制度

6 農業者年金基金

農業者年金制度は、国民年金制度に上積みして農業自営者の老後の生活を保障するとともに、農業経営の近代化に資するという農政上の要請にこたえるため、国民年金の基礎の上に附加される年金制度として、農業者年金基金法に基づき創設された制度で、その事業主体として45年10月1日、特殊法人農業者年金基金が発足した。基金は、農業者年金事業のほか、離農給付金支給事業、農地売買事業、農地取得のための融資事業も行っている。

農業者年金の被保険者については、0.5ヘクタール(道南を除く北海道にあっては2ヘクタール)以上の農業経営主が当然加入、0.3ヘクタール以上0.5ヘクタール未満(道南を除く北海道にあっては1ヘクタール以上2ヘクタール未満)の農業経営主が任意加入とされている。給付としては、20年以上の保険料納付と経営移譲を要件として60歳から支給される経営移譲年金、20年以上の保険料納付を要件とし経営移譲の有無にかかわらず65歳から支給される農業者老齢年金、3年以上保険料を納付したが年金に結びつかなかった場合に支給される脱退一時金及び死亡一時金がある。

農業者年金の被保険者数は、49年度末現在約115万4,000人となっている。49年1月から一時金給付が開始され、49年度における支給件数は、脱退一時金2,492件、死亡一時金2,261件となっている。

なお、経営移譲年金については51年1月から、農業者老齢年金については56年1月から支給が開始される。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第3節 年金事業の運営

1 年金事業の主体

厚生年金保険事業及び国民年金事業の実施運営は、政府管掌健康保険事業、船員保険事業及び日雇労働者健康保険事業とともに、厚生省の外局である社会保険庁が担当している。

これらの年金事業を実施するための中央の現業機関としては、社会保険庁年金保険部業務課がある。

業務課においては、厚生年金保険、国民年金及び船員保険の被保険者に関する記録の作成、整理及び保管を行うほか、厚生年金保険の老齢年金、通算老齢年金、障害年金、遺族年金と国民年金の老齢年金、通算老齢年金及び船員保険事業の年金部門の裁定事務並びに支払事務を行っている。49年度末における被保険者記録の管理件数は1億1,775万件に及び、また、49年度中に行った各種年金の新規裁定件数は103万6,000件、支払件数は1,150万9,000件となっており、これら新規裁定を含めた年金の支払金額は8,479億円に達している。

これらの事務は電子計算組織を利用し一元的に処理を行っているところである。

また、地方の行政機関としては、各都道府県の民生主管部に保険課と国民年金課が設置されているほか、社会保険に関する直接の窓口としての社会保険事務所が全国に244か所置かれている。

保険課は、厚生年金保険政府管掌健康保険、船員保険及び日雇労働者健康保険事業の管理事務と、厚生年金基金、健康保険組合及び保険医療機関の指導監査事務を担当している。

また、国民年金課は、国民年金事業の管理事務、同事業に関する市町村、事務組合の指導監督事務及び福祉年金の現業事務を担当している。

次に、国民の直接の窓口である社会保険事務所は、厚生年金保険、国民年金(拠出年金)、政府管掌健康保険、船員保険及び日雇労働者健康保険の現業事務と児童手当の事業主拠出金の徴収事務を担当している。

更に、国民年金については、被保険者の住所地の市町村役場が第一線の窓口機関としての役割を果たしている。

なお、これらの事務に従事する職員として社会保険庁に760人、都道府県の保険課、国民年金課及び社会保険事務所に1万4,693人が配置されている(50年3月末現在)。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第3節 年金事業の運営

2 年余事業の推移

厚生年金保険及び国民年金の被保険者数は第3-1-17表のとおりであり、ほぼ横ばいないし漸増している状態である。

第3-1-17表 被保険者数の推移

第3-1-17表 被保険者数の推移
(単位: 1,000人, %)

年度末	厚生年金保険		国民年金	
	被保険者数	伸び率	被保険者数	伸び率
45	22,260	100.0	24,337	100.0
46	22,514	101.1	23,669	97.2
47	23,112	103.8	24,410	100.3
48	23,746	106.7	25,136	103.3
49	23,654	106.3	25,218	103.6

社会保険庁調べ

一方、厚生年金保険及び国民年金の受給権者数は第3-1-18表のとおりであり、著しく増加している。特に、国民年金の拠出年金についてその傾向が顕著である。これに伴って年金に関する業務量は年々増大しているところである。

第3-1-18表 受給権者数の推移

第3-1-18表 受給権者数の推移

(単位:1,000人、%)

年度末	厚生年金保険		国民年金			
	受給権者数	伸び率	拠出年金		福祉年金	
			受給権者数	伸び率	受給者数	伸び率
45	1,188	100.0	177	100.0	3,296	100.0
46	1,371	115.4	430	242.9	3,563	108.1
47	1,572	132.3	751	424.3	3,969	120.4
48	1,773	149.2	1,056	596.6	5,045	153.1
49	2,047	172.3	1,702	961.6	4,846	147.0

社会保険庁調べ

(注) 福祉年金については、支給停止されている者を除いた受給者数である。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第3節 年金事業の運営

3 国民と年金相談

年金制度の充実とともに、国民の年金制度に対する関心と期待が高まり、年金に関する相談、照会等は年々増加の一途をたどっている(第3-1-19表)。

第3-1-19表 年金相談件数の推移

第3-1-19表 年金相談件数の推移
(単位：1,000件、%)

年 度	相 談 件 数	伸 び 率
45	1,036	100.0
46	1,792	173.0
47	2,677	258.4
48	3,915	377.9

社会保険庁調べ

この年金相談は、国民一人一人に年金権を結びつけるため、積極的に、また、親切、丁寧に対応することが要請され、第一線社会保険事務所における重要な業務となっている。

このため、各社会保険事務所に専任の年金専門官を配置するほか、非常勤の社会保険相談員を活用し、巡回相談等に応じており、更に、駅前ビル等便利な場所に年金相談コーナーを設置する等相談体制の整備に努めている。

しかしながら、年金に関する相談業務は、今後年金受給者が飛躍的に増加することが見込まれているので、更に増大することは必至であり、相談体制の整備は緊急の課題となっている。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第3節 年金事業の運営

4 年金事業の今後の動向

社会保険庁で所管する厚生年金保険,国民年金及び船員保険の被保険者は約4,900万人,年金受給者は約800万人を擁しており,なお,今後年金受給者の数は第3-1-20表のとおり累増することが見込まれている。

第3-1-20表 年金受給者数の将来推計

第3-1-20表 年金受給者数の将来推計

(単位:1,000人,%)

	厚生年金保険		国民年金(拠出年金)	
	受給者数	伸び率	受給者数	伸び率
50年度	2,217	100.0	2,710	100.0
51	2,570	115.9	3,066	113.1
52	2,870	129.5	3,425	126.4
53	3,162	142.6	3,785	139.7
54	3,473	156.7	4,056	149.7
55	3,807	171.7	4,271	157.6
60	5,607	252.9	5,763	212.6
65	7,798	351.7	7,013	258.8
70	10,160	458.3	8,448	311.7
75	12,785	576.7	9,965	367.7
80	16,116	726.9	11,310	417.3
85	20,718	934.5	12,063	445.1

厚生省年金局調べ

(注) 1. 年度中央の値である。

2. 50年度については、厚生年金は予算数値であり、国民年金は48年度財政再計

社会保険庁としては,これら膨大な業務について,業務処理期間の短縮,相談照会に対する即時回答等行政サービスの向上を求める国民の要請にこたえるとともに,将来における制度改革等に弾力的に対処するため,長期的な展望の下に,電子計算組織の積極的な活用を含むより総合的かつ効率的な事務処理方式を策定し,事務処理の迅速化,適正化及び事業運営の高度化を図るための検討を進めているところである。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第4節 年金積立金の運用

1 年金積立金の現状

厚生年金保険及び国民年金の積立金は、49年度末では11兆8,315億円に達している。両年金制度における積立金の累積状況は第3-1-21表のとおりである。

第3-1-21表 厚生年金保険・国民年金積立金の累積状況

第3-1-21表 厚生年金保険・国民年金積立金の累積状況

(単位：億円)

区 分	厚生年金保険		国民年金		計	
	当該年度分	累 積 額	当該年度分	累 積 額	当該年度分	累 積 額
45年度	8,662	44,202	1,686	7,271	10,348	51,473
46	10,214	54,416	2,103	9,374	12,317	63,790
47	12,320	66,736	2,387	11,761	14,707	78,497
48	15,207	81,943	2,709	14,470	17,916	96,413
49(見込み)	19,466	101,409	2,436	16,906	21,902	118,315

厚生省年金局調べ

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第4節 年金積立金の運用

2 年金積立金の運用の概要

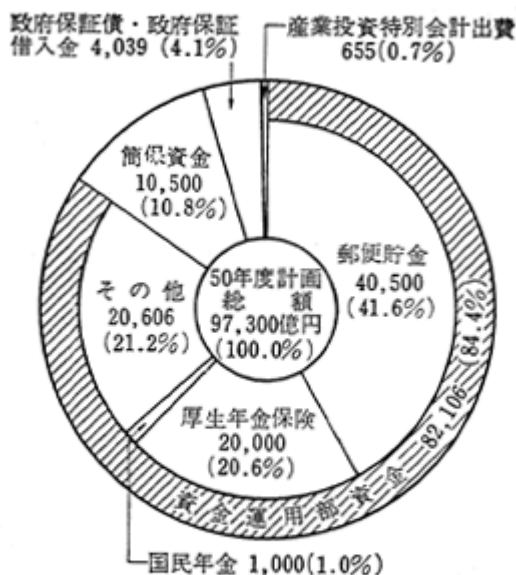
厚生年金保険及び国民年金の積立金は、法律に基づいて資金運用部に預託され、郵便貯金をはじめ他の政府の特別会計の積立金、余裕金とともに、国の財政投融资計画を通じて一元的に管理運用されている。

財政投融资は、国の管理する様々の資金を、各般の分野に長期かつ低利で融通するもので、最近では住宅建設や、生活環境施設整備等国民生活に密着した部門、あるいは中小企業等に対する融資に重点が置かれている。50年度における財政投融资計画(当初計画)は、9兆3,100億円で、政府の一般会計歳出予算額(当初)21兆2,888億円に比べると43.7%に当たり、およそ歳出予算の半分に相当する。

財政投融资の原資見込み(当初計画)は第3-1-3図のとおりで、資金運用部資金はその総額の84.4%を占め、また資金運用部資金のうち厚生年金保険及び国民年金の預託額は2兆1,000億円であり、資金運用部資金の25.6%を占めている。

第3-1-3図 財政投融资原資見込み(50年度当初見込み)

第3-1-3図 財政投融资原資見込み(50年度当初見込み)



大蔵省理財局調べ

(注) 上記原資見込額を財政投融资に9兆3,100億円、国債引受けに4,200億円(資金運用部資金)配分することとする。

年金積立金の運用については、それが被保険者から拠出された保険料の集積であることにかんがみ、財政投融资計画においては、特に、郵便貯金等の他の政府資金と区別して「年金資金等」としてその用途別分類表

を作成し、国民生活の安定向上に直接役立つ分野に重点的に運用するようにしている。

財政投融资計画における年金資金等の用途については、被保険者の福祉増進に直接役立つという考え方に立って、(1)住宅、(2)生活環境整備及び(3)厚生福祉施設の分野(いわゆる(1)～(3)分類)にその3分の2程度を、また、国民生活の安定向上に直接役立つ(1)住宅、(2)生活環境整備、(3)厚生福祉施設、(4)文教施設、(5)中小企業及び(6)農林漁業の分野(いわゆる(1)～(6)分類)にその85%程度を配分することを旨とし、残余についても、国民生活の安定向上の基盤となる(7)国土保全、災害復旧、(8)道路、(9)運輸通信及び(10)地域開発の分野に配分することとしている。

また、このうち、特に、毎年度新規預託金増加見込額の3分の1相当額を還元融資として、保険料の拠出者等の生活の向上、福祉の増進に直接寄与する対象分野に対し、運用することとしている。

50年度の財政投融资用途別分類表は第3-1-22表のとおりである。

第3-1-22表 財政投融资用途別分類表

第3-1-22表 財政投融资用途別分類表

(50年度当初計画)

(単位：億円)

	産業投資 特別会計	資金運用部資金			簡保資金	政府保証 債・政府 保証借入 金	合計
		年金 資金等	郵貯 資金等	小計			
(1)住宅	—	5,442	12,338	17,780	1,986	200	19,966
(2)生活環境整備	3	6,019	8,047	14,066	319	1,185	15,573
(3)厚生福祉	—	3,075	50	3,125	8	—	3,133
(4)文教	—	155	626	781	1,971	—	2,752
(5)中小企業	—	2,965	10,260	13,225	1,180	100	14,505
(6)農林漁業	—	877	2,709	3,586	209	—	3,795
(1)～(6)小計	3	18,533	34,030	52,563	5,673	1,485	59,724
(7)国土保全・災害復旧	—	188	748	936	164	—	1,100
(8)道路	—	705	2,815	3,520	3,149	775	7,444
(9)運輸通信	—	1,985	7,928	9,913	1,227	709	11,849
(10)地域開発	21	392	1,566	1,958	187	893	3,059
(7)～(10)小計	21	3,270	13,057	16,327	4,727	2,377	23,452
01基幹産業	11	—	2,476	2,476	100	177	2,764
02貿易・経済協力	620	—	6,540	6,540	—	—	7,160
合計	655	21,803	56,103	77,906	10,500	4,039	93,100

大蔵省理財局調べ

- (注) 1. 「沖縄振興開発金融公庫」、「日本開発銀行」、「地方公共団体」等については、財政投融资の額を、それぞれの区分に応じ、事業規模等を基礎として配分している。
2. 年金資金等には、厚生年金保険、国民年金、船員保険及び国家公務員共済組合の新規預託増加見込額を計上している。

各論

第3編 所得保障の充実

第1章 年金制度

第4節 年金積立金の運用

3 年金積立金の還元融資

年金積立金の還元融資は、年金積立金が主として被保険者の拠出した保険料の集積であることにかんがみ、その運用に当たって、保険料拠出者等の生活の向上、福祉の増進に直接寄与する分野に配分する制度である。

この還元融資の形態としては、特殊法人である年金福祉事業団を通じて行う民間事業等への貸付け、都道府県や市町村に対して特別地方債という形で行う地方公共団体貸付け及び医療金融公庫等のその他の機関を通じて行う貸付けとがある。

50年度における還元融資の資金計画は第3-1-23表のとおりであるが、主要な部分を占める年金福祉事業団及び特別地方債の概要は、次のとおりである。

第3-1-23表 年金積立金還元融資資金計画

第3-1-23表 年金積立金還元融資資金計画

(単位:億円)

	49年度	50年度
還元融資資金総額	6,130	7,030
年金福祉事業団	1,567	1,812
住宅療養施設	616	618
厚生福祉施設	49	59
被保険者住宅資金貸付け	105	134
大規模年金保養基地	665	734
年金担保資金貸付け	132	137
	—	130
特別地方債	3,820	4,488
住宅	200	237
(賃貸住宅)	96	101
(老人居室整備資金貸付け)	24	27
(水洗便所改造資金貸付け)	80	109
病院	520	690
厚生福祉施設	710	910
(1) 社会福祉施設等	510	700
(2) レクリエーション・スポーツ施設	200	210
一般廃棄物処理	806	1,050
簡易水道	190	270
と畜場	43	50
小計	2,469	3,207
産業廃棄物処理	10	10
同和対策	325	440
下水道	516	335
上下水道	500	496
小計	1,351	1,281
その他	743	730
医療金融公庫	253	279
社会福祉事業振興会	140	188
国立病院特別会計	149	190
公害防止事業団	201	73

厚生省年金局調べ

(1) 年金福祉事業団

ア 住宅、療養施設及び厚生福祉施設に対する貸付け

厚生年金保険の適用事業主、船舶所有者、中小企業等協同組合、消費生活協同組合、健康保険組合、国民健康保険組合、厚生年金基金、日本赤十字社、社会福祉法人等に対し、これらの者が、被保険者等の福祉を増進するため、住宅、療養施設又は厚生福祉施設(休養施設、体育施設、教養文化施設等)を設置又は整備する場合に融資される。

利率は、大企業事業主(事業主又は船舶所有者で資本の額又は出資の総額が1億円(卸売業は3,000万円、小売

業,サービス業は1,000万円)を超え,かつ,常時使用する被保険者数が300人(卸売業は100人,小売業,サービス業は50人,鉱業は1,000人)を超えるものをいう。)については年8.5%,中小企業主その他の法人については年8.0%であるが,特に,被保険者が組織する団体等が建設する分譲住宅資金の融資については年5.5%とされている。事業計画額は902億円が予定されている。

イ 被保険者住宅資金貸付け

被保険者住宅資金貸付制度は,厚生年金保険等の被保険者に対して直接還元融資の利益を及ぼすため,公的年金制度である各種共済組合が実施している組合員住宅資金貸付けと同内容の住宅資金貸付けを行おうとするもので,48年度から実施されている。この制度は,1)厚生年金保険及び船員保険の場合にあっては,事業主等を通ずる転貸方式により被保険者に融資することを原則としており,この場合,被保険者は被保険者期間に応じて最高450万円まで融資を受けられる。事業主等に対する貸付利率は,年7.45%とし,事業主等より被保険者に対する貸付金利は7.45%以下である。2)国民年金の場合にあっては,住宅金融公庫を通じて被保険者に融資することとしており,その場合の貸付金額は100万円,貸付利率は年7.45%である。事業計画額としては全体で798億円が予定されている。

ウ 大規模年金保養基地の設置

大規模年金保養基地は,人口の老齢化が急速に進行する中で,年金生活に入った動労者に対して,健康増進,動労,教養等の保養施設を総合的に整備し,これらの人々が老後生活を通じ単に余生を送るというだけでなく,生きがいのある有意義な生活を送るための場を提供するとともに,動労者や青少年層の健康増進,日常生活における緊張の緩和,増大する余暇の有効にして健全な利用等に資する場をも提供することを目的として整備しようとするものである。

48年度において4か所を指定し,49年度においては新たに2か所を指定したところである。1か所の規模としては土地330ヘクタール(100万坪)に必要な施設を整備する予定でいる。

エ 年金担保貸付け

厚生年金保険,船員保険及び国民年金の年金受給権者に対し,その受給権を担保とし,小口資金の貸付けを行おうとするもので,50年11月から実施されることとしている。

取扱窓口は,一部の市中銀行を通じて行うこととしているが,貸付限度額については,年金額の1年半分(その額が70万円を超えるときは,70万円を限度)程度,貸付利率は年8%とすることとしている。

(2) 特別地方債

特別地方債は,都道府県,市町村等の地方公共団体が,厚生年金保険,船員保険又は国民年金の被保険者等を中心とした地域住民の福祉向上に直接役立つ施設を整備しようとする場合に行われる融資である。融資対象施設は,住宅(1)厚生年金保険又は船員保険の適用を受ける事業主又は船舶所有者に賃貸するために地方公共団体が建設する従業員住宅,2)老人専用居室を整備する資金を地方公共団体が貸し付ける事業,3)下水道が完備している地域の既設の便所を水洗式に改造する資金を市町村が貸し付ける事業),病院,厚生福祉施設(国民宿舎等の休養施設,体育施設,会館,保育所などの社会福祉施設等),一般廃棄物処理施設(し尿処理,ごみ処理施設等),簡易水道,上水道施設等である。利率は年8.0%である。

年金福祉事業団及び特別地方債の49年度における融資の申請及び決定の状況は第3-1-24表及び第3-1-25表のとおりである。

第3-1-24表 年金福祉事業団の申請状況及び決定状況

(49年度)

(単位:100万円)

	申 請		決 定		
	件 数	金 額	件 数	金 額	
総 計	18,612	164,630	17,472	155,500	
住 宅 (うち被保険者住宅分)	18,193 (17,044)	136,990 (69,609)	17,109 (15,996)	132,500 (67,500)	
療 養 施 設	62	7,691	54	5,500	
厚生福祉施設	総 数	357	19,949	309	17,500
	体 育 施 設	42	5,167	40	4,811
	休 養 施 設	126	4,497	106	4,078
	教養文化施設	132	7,921	109	6,590
	給 食 施 設	53	2,303	50	1,962
	その他の施設	4	61	4	59

厚生省年金局調べ

第3-1-25表 特別地方債の申請状況及び決定状況

第3-1-25表 特別地方債の申請状況及び決定状況

(49年度)

(単位:100万円)

	申 請		決 定		
	件 数	金 額	件 数	金 額	
総 計	4,849	534,919	4,692	473,141	
住 宅	325	17,350	325	17,118	
病 院	529	106,246	528	98,314	
厚生福祉施設	総 数	1,860	127,674	1,709	83,619
	社会福祉施設	1,225	46,818	1,172	36,561
	保健衛生施設	87	6,352	80	4,516
	保健婦等養成所	12	2,555	9	964
	体 育 施 設	337	28,852	286	19,395
	休 養 施 設	87	18,914	61	5,601
	青少年教育施設	44	4,852	39	3,720
	会 館	68	19,331	62	12,862
一般廃棄物処理	1,178	127,711	1,173	118,435	
簡 易 水 道	906	18,519	906	18,519	
と 畜 場	51	4,491	51	4,208	
産業廃棄物処理	0	0	0	0	
同 和 対 策		(32,500)		(32,500)	
下 水 道		(50,428)		(50,428)	
上 水 道		(50,000)		(50,000)	

厚生省年金局調べ

(注) 1. 本表は、前年度からの継続融資分及び50年度以降の融資予定分を含んでいる。



各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第1節 生活保護制度の動向

生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、何らかの原因で貧困に陥り、自分の力では生計を維持できない者に対して、国の責任において、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、併せて、その自立を助長することを目的とする制度である。

近年、年金等の所得保障制度の充実が著しいが、このような中において生活保護制度は国民生活の最終的なより所として、なお大きな役割を期待されている。

また、国民生活の動向に対応して生活保護制度の充実が図られている。

第1に、国民の消費生活の高度化が著しいが、これに対しては、国民の消費生活水準と被保護階層のそれとの格差を縮小させる方向で、毎年、保護基準の引上げが行われている。

第2に、国民の生活様式、家族意識の変化も著しいものがあるが、これに対しては、制度の運用面から毎年改善が図られている。

第3に、経済の発展に伴い、過剰労働力の吸収が行われ、保護の対象者は傷病者、障害者、高齢者、母子世帯などハンディキャップを負っている者が大部分を占めるに至っており、これらの人々の状態に着目した制度の充実が行われている。

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第2節 生活保護基準

1 生活保護基準の意義

保護基準は、国がすべての国民に対し保障すべき「健康で文化的な最低限度の生活水準」を具体的に示すとともに、実際に個々の世帯が保護を必要とするか否かを判定し、更に、保護が必要であると判定された場合にどの程度の保護を行うか(いくら扶助費を支給するか)を決める尺度となるものである。

この基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他必要な事情を考慮して保護の種類(生活扶助基準をはじめとする7種類の扶助基準)ごとに厚生大臣が定めることとされている。この基準設定に当たっては国民生活の現状と将来の見通しについて十分検討を行い、常に合理性、妥当性が確保されるように努めている。

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第2節 生活保護基準

2 生活扶助基準の改善

50年度においては、48年秋の石油危機以来の物価高騰を背景にして社会的不公平の是正、国民福祉の向上が国の重要な政策課題として取り上げられた。

このような状況を踏まえて、50年度の生活扶助基準は、国民生活の動向を考慮しつつ、一般国民と被保護世帯との消費水準の格差を縮小する方式いわゆる格差縮小方式によって対前年度当初比23.5%の引上げを行った。

この改善の結果、1級地(大都市及びその周辺地域)における標準4人世帯の生活扶助基準額は49年度(当初)の60,690円から74,952円となり、月額14,262円の増額となっている。この額は、35年度の8.4倍である(第3-2-1表)。また、一般世帯と被保護世帯との消費支出の格差は、年々縮小の傾向にある。

第3-2-1表 生活扶助基準額の年次推移

第3-2-1表 生活扶助基準額の年次推移
(標準4人世帯、1級地)

	実施年月日	基準額	対前回比	指数
		円	%	
第16次	35年4月1日	8,914	—	100.0
21	40 4 1	18,204	112.0	204.2
26	45 4 1	34,137	114.0	383.0
28	47 4 1	44,364	114.0	497.7
29	48 4 1	50,575	114.0	567.4
30	49 4 1	60,690	120.0	680.8
31	50 4 1	74,952	123.5	840.8

厚生省社会局調べ

その他生活扶助基準の範ちゅうに属するものとして、第1に、級地格差の是正が行われることとなった。現行の生活保護制度においては、地域によって異なる生活需要に対応するため、市町村の区域単位に4つの級地に区分して、異なる生活扶助基準を設定しているが、近時国民生活における地域間の格差が大勢として縮小傾向にあることにかんがみ、50年度においては、4級地町村を大幅に3級地に引き上げるとともに、県庁所在地の市のうち3級地の市を2級地に引き上げることとした。

次に、入院患者日用品費、妊産婦加算、重度障害者家族介護加算等については、生活扶助基準の引上げ率に準じてそれぞれ所要の引上げを行い、重度障害者他人介護加算を18,000円以内から23,000円以内に引き上げた。

更に、一時扶助関係では、入学準備金を最近の入学用品の準備に要する経費の実態を考慮して小学校の場合49年度の1万5,000円から2万円に、中学校の場合1万8,000円から2万4,000円に引き上げたほか、布団類、新生

児等被服,家具什器などについても最近の物価動向等を勘案して所要の引上げを行った。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第2節 生活保護基準

3 その他の扶助基準の改善

50年度における生活扶助基準の改善については、前述のとおりであるが、その他の扶助基準、勤労控除等についても改善を行った。その概要は次のとおりである。

(1) 教育扶助基準

文房具等の教育扶助関係経費の物価上昇及び一般世帯の児童、生徒の教育費の支出状況の増大に対応して小中学校平均で対前年度当初比27.2%の改善を行った。これを小学校3年生についてみると49年度の月額810円から1,040円に、中学校1年では1,860円から2,320円にそれぞれ引き上げた。

なお、この基準は、原則として学校教育に必要な一般的な費用はすべて折り込むこととされているが、学校給食費、通学交通費、教材代については基準額とは別に実費を支給することとしている。

(2) 住宅扶助基準

原材料費、大工手間賃の値上がり等に対応して、補修等住宅維持費の基準額を49年度4万円から5万5,000円に引き上げた。同様に、知事承認による特別基準限度額も所要の改善を行った。

なお、被保護世帯が支払っている家賃については、一般基準額5,500円を超える場合には別に定める特別基準が適用されることになっているが、50年度においても、この額について所要の改善を行った。

(3) 出産扶助基準

50年度における出産扶助基準の改善に当たっては、最近における医療費改定等の影響を受けて増大してきている出産に要する費用の実態に対応して分べん介助料等の基準額を2万円から2万5,000円に引き上げた。

なお、施設分べんが行われる場合には、この基準額のほか入院に要する最少限度の額については実費支給を行うこととしている。

(4) 葬祭扶助基準

葬祭に要する費用の実態に対応して、基準額を49年度の2万2,000円以内から3万3,000円以内にと大幅な引上げを行った。

(5) 勤労控除

基礎控除については、業種別基礎控除を生活扶助基準と同様に23.5%引き上げ事務職・内職等の職種の場合で49年度の7,300円から9,020円に引き上げるとともに、基礎控除の最高額を1万1,320円から1万3,530円に引き上げた。

また、特別控除についても所要の改善を行ったほか、新規に就労したために特別の経費を必要とする場合に適用される新規就労控除及び不安定な就労による収入に対する控除を、49年度までの2,000円から4,000円に引き上げた。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第2節 生活保護基準

4 最低生活保障水準

被保護世帯が実際に保障される最低生活保障水準は、被保護者の年齢、性別、世帯構成、所在地等によって異なる。幾つかの世帯を想定し、50年度の生活保護基準によって、その最低生活保障水準を示すと、第3-2-2表のとおりである。

第3-2-2表 最低生活保障水準の具体的事例

		標準4人世帯 35歳男(日雇い)・30歳女(無職)・9歳男(小学3年生)・4歳女			
		昭和49年度(当初)		昭和50年度	
		1級地	4級地	1級地	4級地
生活扶助		60,690	44,296	74,952	54,715
加算(別掲)		—	—	—	—
基礎控除		9,730	8,750	12,020	10,810
小計	世帯当たり	70,420	53,046	86,972	65,525
	1人当たり	17,605	13,262	21,743	16,381
教育扶助		810	810	1,040	1,040
住宅扶助		5,500	2,300	5,500	2,300
合計	世帯当たり	76,730	56,156	93,512	68,865
	1人当たり	19,183	14,039	23,378	17,216

厚生省社会局調べ

(注) 1. このほか学校給食費、通学のための交通費等の実費が支給され、社会保険料、労働組合費、通勤費等の実費が控除される。
 2. また、家賃、地代等が上記の住宅扶助基準を上回る場合には、特別基準が設定される。(単位：円)

		母子3人世帯 30歳女(無職)・9歳男(小学3年生)・4歳女			
		昭和49年度(当初)		昭和50年度	
		1級地	4級地	1級地	4級地
生活扶助		45,047	32,864	55,630	40,598
加算(別掲)		7,300	7,300	10,600	10,600
基礎控除		—	—	—	—
小計	世帯当たり	52,347	40,164	66,230	51,198
	1人当たり	17,449	13,388	22,077	17,066
教育扶助		810	810	1,040	1,040
住宅扶助		5,500	2,300	5,500	2,300

合計	世帯当たり	58,657	43,274	72,770	54,538
	1人当たり	19,552	14,425	24,257	18,179

厚生省社会局調べ

(単位：円)

		老人2人世帯			
		72歳男(無職)・70歳女(無職)			
		昭和49年度(当初)		昭和50年度	
		1級地	4級地	1級地	4級地
生活扶助 加算(別掲) 基礎控除		35,444	25,851	43,766	31,943
		10,000	10,000	15,000	15,000
		—	—	—	—
小計	世帯当たり	45,444	35,851	58,766	46,943
	1人当たり	22,722	17,926	29,383	23,472
教育扶助		—	—	—	—
住宅扶助		5,500	2,300	5,500	2,300
合計	世帯当たり	50,944	38,151	64,266	49,243
	1人当たり	25,472	19,076	32,133	24,622

厚生省社会局調べ

(単位：円)

		老人1人世帯			
		70歳女(無職)			
		昭和49年度(当初)		昭和50年度	
		1級地	4級地	1級地	4級地
生活扶助 加算(別掲) 基礎控除		20,710	15,079	25,572	18,658
		5,000	5,000	7,500	7,500
		—	—	—	—
小計	世帯当たり	25,710	20,079	33,072	26,158
	1人当たり	25,710	20,079	33,072	26,158
教育扶助		—	—	—	—
住宅扶助		5,500	2,300	5,500	2,300
合計	世帯当たり	31,210	22,379	38,572	28,458
	1人当たり	31,210	22,379	38,572	28,458

厚生省社会局調べ

例えば、標準4人世帯の場合は、1級地で9万3,512円、4級地で6万8,865円となり、また、単身の高齢者すなわち70歳以上老人1人世帯の場合は1級地3万8,572円、4級地2万8,458円となっている。

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第3節 保護の動向

1 被保護階層の質的变化

近年における被保護階層は、高齢者、傷病、障害者など社会的ハンディキャップを有するものが次第に増大している。このような傾向は今後も一層進行するものと予想されることから、生活保護行政の運用に当たってはこれらの動向を踏まえた上でより適切な対応策を講じていくことが要請されている。

各論

第3編 所得保障の充実

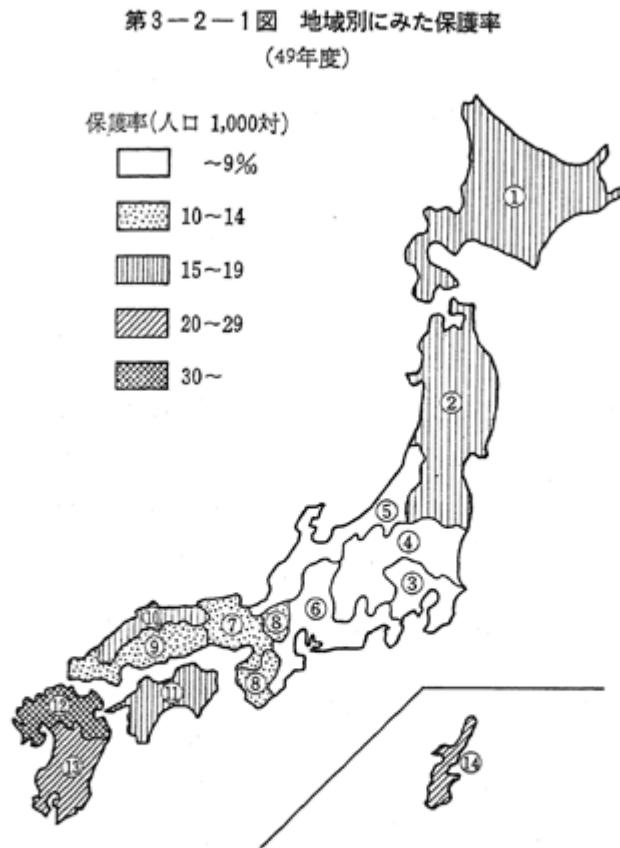
第2章 生活保護

第3節 保護の動向

2 被保護世帯,人員及び保護率

生活保護を受けている世帯数,人員は49年度平均で69万世帯,131万人であり,人口1,000人当たりの被保護人員(以下,「保護率(0/00)」という。)は11.9人である(地域別の保護率の状況は,第3-2-1図のとおりである。)

第3-2-1図 地域別にみた保護率



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

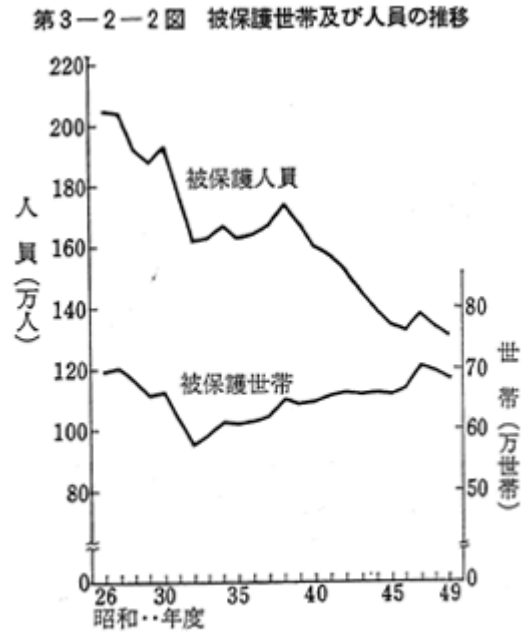
(注) ①北海道 ②青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島, ③埼玉, 千葉, 東京, 神奈川, ④茨城, 栃木, 群馬, 山梨, 長野, ⑤新潟, 富山, 石川, 福井, ⑥岐阜, 静岡, 愛知, 三重, ⑦京都, 大阪, 兵庫, ⑧滋賀, 奈良, 和歌山, ⑨岡山, 広島, 山口, ⑩鳥取, 島根, ⑪徳島, 香川, 愛媛, 高知, ⑫福岡, 佐賀, 長崎, 大分, ⑬熊本, 宮崎, 鹿児島, ⑭沖縄

これを前年度と比較してみると,世帯数で8,000世帯,人員にして3万3,000人の減少となり,保護率では0.50/00の低下となっている。世帯数は32年度の58万世帯を最低として以後微増傾向を続けてきたが,そ

の傾向も47年度を最高として横ばいないし微減の傾向にある。

また、人員については38年度の174万人をピークに減少傾向を続け、47年度に一時増加に転じたものの、48年度に入ってから再び減少傾向を続けている(第3-2-2図)。

第3-2-2図 被保護世帯及び人員の推移



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

また、地域別にこの動きをみると、一部大都市及びその周辺地域ではなお増加傾向にあるものの、世帯数の停滞及び人員の減少は全国的な傾向となっている。この動きは、雇用事情の好転、更には、最近における老人医療費、高額医療費の公費負担制度の創設等を反映したものであるが、雇用事情が悪化した49年度後半には、月々微増の動きを示しており、今後の動向が注目される。

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

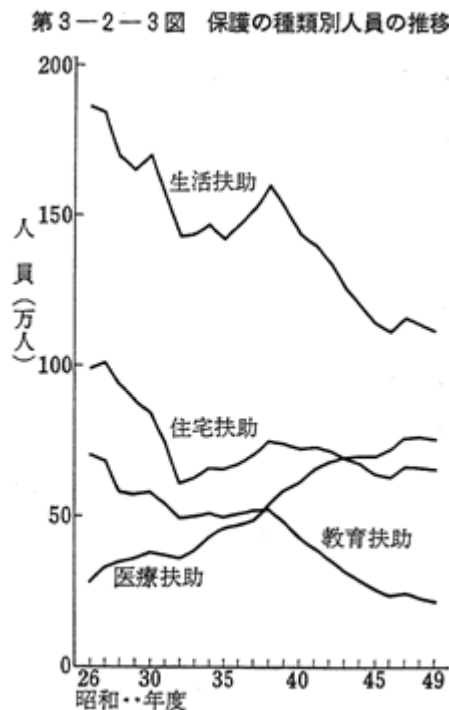
第3節 保護の動向

3 保護の種類別人員

保護の種類別人員をみると49年度平均で生活扶助112万人,住宅扶助66万5,000人,教育扶助22万3,000人,医療扶助75万6000人,その他の扶助5,000人となっている。これらの近年の動向をみると,生活扶助人員,住宅扶助人員及び教育扶助人員とも減少している。中でも,教育扶助人員は急激な減少傾向をたどっているが,これは被保護世帯における学齡児の減少をそのまま反映しているといえる。

一方,医療扶助人員の動向をみると,26年度以降ほぼ一貫して増加してきたが,48年度においては停滞状態となり,49年度では前年度に比べ約7,000人の減少を示している。これは老人医療費支給制度等の他法制度による医療給付の充実が起因していると思われる(第3-2-3図)。

第3-2-3図 保護の種類別人員の推移



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

医療扶助人員の内訳をみると,入院人員は,36年の結核予防法,精神衛生法の改正によりこれらの制度が費用を負担する患者が増大した結果一時的には減少したが,39年度以降再び増加に転じ,その後一貫して増加を続け,47年度にはその数も21万人に達したが,48年度を境として減少傾向に転じ,49年度では前年度に比べ約4,000人の減少を示した。

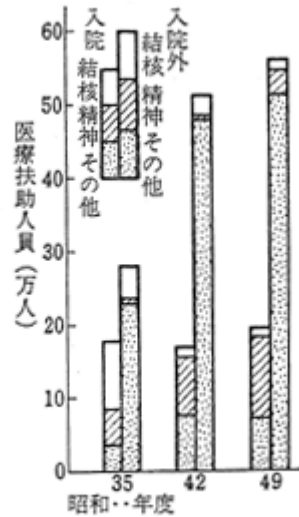
入院外人員も,33年度以降大幅に増加しており,48年度で56万人に達したが,49年度では前年度に比べ約

4,000人の減少となった。

次に、医療扶助人員を病類別にみると、近年における疾病構造の変化を反映して、結核患者の減少と精神病患者の増大が著しい。結核患者は年々減少し、49年度においては2万6,000人、医療扶助人員全体の3.5%とその比重は極めて低下した。これに対し、精神病患者は年々増加し、49年度は医療扶助人員全体の16.7%、12万6,000人に達している。特に、精神病による入院患者は10万9,000人と医療扶助による入院患者の55.7%を占め、しかも、精神病入院患者全体のほぼ4割が生活保護法による医療扶助受給者という高率を示している(第3-2-4図)。

第3-2-4図 医療扶助人員の推移

第3-2-4図 医療扶助人員の推移



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第3節 保護の動向

4 保護の開始原因

49年度中に保護を開始した世帯は20万8,000世帯,人員にして41万人である。これを開始理由別にみると,傷病を理由とするものが75%を超え最も多く,次いで,稼働収入減を理由としたものが6%となっている。前述の保護の種類別人員において医療扶助人員の全体に占める割合が増大していることと考え合わせても傷病と貧困の強い相関が注目される。

各論

第3編 所得保障の充実

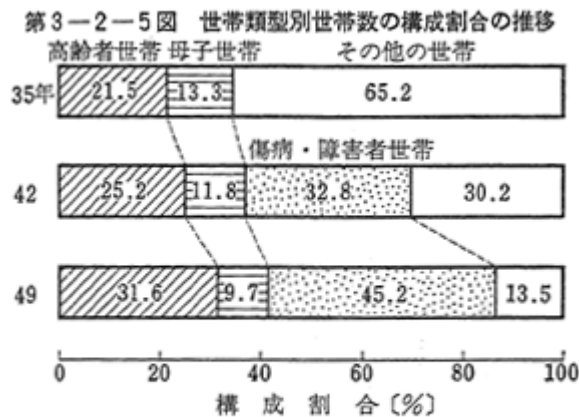
第2章 生活保護

第3節 保護の動向

5 世帯類型・世帯人員の構造及び就業状況

被保護世帯の世帯類型をみると、冒頭にも述べたとおり、社会生活を営む上でハンディキャップを有し単に経済給付だけではなく各種の社会的援護を必要とする高齢者世帯、母子世帯、傷病・障害者世帯が49年度は87%を占めている。この割合は、42年度の70%に比べ極めて高くなっているが、とりわけ傷病・障害者世帯は33%から45%に顕著な増加を示している(第3-2-5図)。

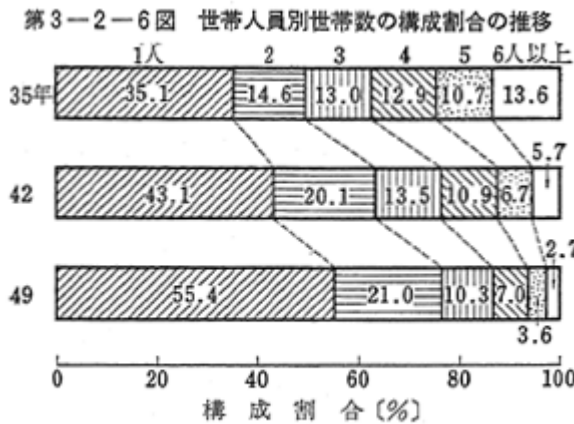
第3-2-5図 世帯類型別世帯数の構成割合の推移



資料：厚生省社会局「被保護者全国一斉調査」。ただし、49年は厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

次に、世帯人員の推移をみると、1世帯当たりの平均人員は35年度の3.0人から年々減少し、49年度には2人を割るに至った。被保護世帯人員が減少しているのは、核家族化の進行という一般的傾向によるもののほか、単身世帯、高齢者世帯、母子世帯等の少人数世帯が多く占めている結果と考えられる(第3-2-6図)。

第3-2-6図 世帯類型別世帯数の構成割合の推移



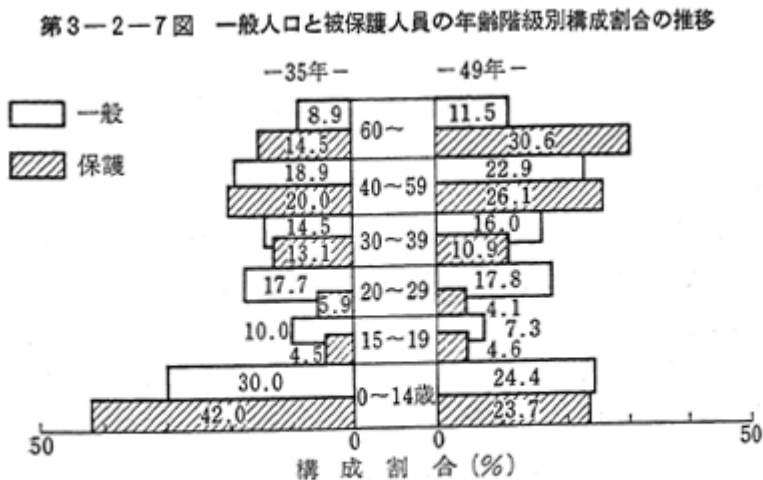
資料：厚生省社会局「被保護者全国一斉調査」

次に、被保護人員を年齢階級別の構成割合で見ると、15歳未満の幼年層や40歳以上の中高年齢層が多く、これに対し15～39歳の青年層は著しく少ない。

特に、60歳以上の高年齢層の被保護人員総数に占める割合をみると、35年度には15%であったものが、幼年層・青年層の減少もあって49年度には31%にまで増加している。この増加は一般人口構成における60歳以上の人口増加割合を上回っており、今後の動向が注目される。次に、被保護世帯の就業状況を見ると稼働世帯の減少が著しい。特に、世帯主が働いて保護を受けている世帯の割合は、35年度で39%を占めていたが、49年度には17%に減少している。この傾向と同じように世帯員が働いて保護を受ける世帯も35年度の16%から49年度は8%と減少している。

こうした傾向は、高齢者世帯、傷病・障害者世帯の増加傾向とあいまって、今後ますます顕著になるものとみられる(第3-2-7図及び第3-2-8図)。

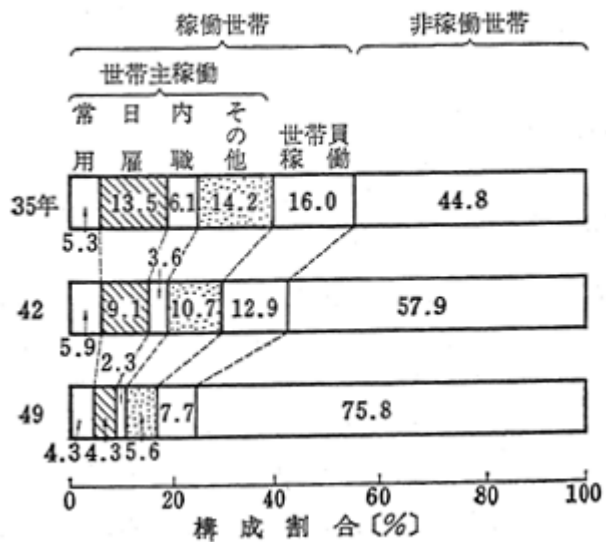
第3-2-7図 一般人口と被保護人員の年齢階級別構成割合の推移



資料：厚生省社会局「被保護者全国一斉調査」、総理府統計局「年齢別推計人口」

第3-2-8図 労働力類型別世帯数構成割合の推移

第3-2-8図 労働力類型別世帯数構成割合の推移



資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

各論

第3編 所得保障の充実

第2章 生活保護

第4節 保護施設

生活保護法に基づく保護施設には、救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の5種類がある。しかし、生活扶助は、被保護者の居宅において行うことを基本としており、これが困難なとき、又は被保護者が希望したときのみにおいて適当な施設を利用することとなっている。

保護施設の総数は、49年10月1日現在352施設であり、救護施設を除き、漸減傾向にある(第3-2-3表)。

第3-2-3表 保護施設数の推移

第3-2-3表 保護施設数の推移

(単位：か所)

	44年度	45	46	47	48	49
総 数	424	400	378	383	357	352
救 護 施 設	127	131	136	141	144	145
更 生 施 設	23	22	22	19	16	15
医 療 保 護 施 設	79	78	71	86	70	74
授 産 施 設	134	118	105	97	87	81
宿 所 提 供 施 設	61	51	44	40	40	37

資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

(注) 46年までは毎年末現在、47年以降は10月1日現在である。

これは国民の所得水準の向上、安定等により施設において保護を要する者が減少していること、及び老人福祉法、身体障害者福祉法等による諸施設の拡大整備により、保護施設が他種の社会福祉施設に転換され、これまで保護施設に収容されていた者が他施設に移っていったことによる。

一方、救護施設は、身体上又は精神上著しい欠陥があり一人では日常生活ができない要保護者を収容する施設であり、この施設は次第に増加している。これは複合障害のため他種の施設では受入れ困難な対象が増加しており、これら多様なハンディキャップを持った者を総合的に受け入れることのできる救護施設のような施設の社会的ニードが依然として存在していることの現れである。

国は、保護費の負担と同様、都道府県及び市町村が支弁した保護施設の運営費の10分の8を負担している。

各論

第3編 所得保障の充実

第3章 児童手当制度

第1節 児童手当の概要

児童手当制度は、児童を養育している者に対して児童手当という現金給付を行うことによって、児童養育費の家計に与える負担を軽減して家庭生活の安定を図るとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成とその資質の向上に資することを目的としている。

児童手当制度は、我が国の社会保障制度の中で最も遅く、47年1月から発足した。その支給対象となる第3子以降の児童の範囲は、49年4月に制度が当初予定していた義務教育終了前の児童にまで拡大された。

児童手当の手当月額については、制度発足当初の3,000円を、49年10月分から4,000円に引き上げたところであるが、最近の消費者物価の上昇等にかんがみ、50年10月分の児童手当から5,000円に引き上げることとなった。このため「特別児童扶養手当等の支給に関する法律等の一部を改正する法律案」に所要の改正案を盛り込み、第75回国会に提出、原案どおり可決され、50年6月27日法律第47号として公布された。

各論

第3編 所得保障の充実

第3章 児童手当制度

第2節 児童手当制度の実施状況

49年度における支給状況は、第3-3-1表のとおりである。受給者数は、50年2月末現在で、被用者94万2,098人、非被用者114万2,799人、公務員25万6,676人、総数234万1,573人、算定基礎児童数(児童手当の支給の対象となる義務教育終了前の第3子以降の児童数)は、同じくそれぞれ107万1,494人、140万6,930人、28万3,830人、総数276万2,254人となっている。支給額は、総計1,060億2,491万4,000円である。

第3-3-1表 児童手当支給状況

第3-3-1表 児童手当支給状況
(49年度) (単位: 人, 1,000円)

	受給者数	算定基礎児童数	支給額
総数	2,341,573	2,762,254	106,024,914
市町村支給分	2,084,697	2,473,424	95,154,483
被用者	942,098	1,071,494	40,478,835
非被用者	1,142,799	1,406,930	54,675,648
公務員分	256,676	283,830	10,870,431
国家公務員	68,238	74,931	2,918,730
地方公務員	150,357	167,580	6,396,864
公共企業体職員	38,081	41,319	1,554,837

資料: 厚生省児童家庭局「49年度児童手当事業年報」

(注) 受給者数、算定基礎児童数は、50年2月末現在である。

受給者数及び算定基礎児童数は、49年2月末現在の数と比べて、総数で、それぞれ30万9,558人(15.2%増)、40万9,662人(17.4%増)増加している。この大幅な増加の大半は、支給対象範囲が10歳未満の児童から義務教育終了前の児童に拡大されたことに伴う増加によることはいうまでもないが、近年における第3子以降の児童の出生数の増加も影響しているものとみられる。なお、支給額も48年度に比し310億3,588万2,000円(41.4%増)の増額となっている。

算定基礎児童数別の受給者数は、50年2月末現在第3-3-2表のとおりであり、算定基礎児童数が1人の受給者が全受給者の86.1%と圧倒的に大きな割合を占めているが、49年2月末現在と比べるとその割合はやや低下している。これは、支給対象範囲の拡大に伴い、従来算定基礎児童数が1人であった受給者が2人以上の算定基礎児童数を持つようになったためと思われる。なお、受給者1人当たりの算定基礎児童数は、平均1.2人となっている。

第3-3-2表 算定基礎児童数別受給者数

第3-3-2表 算定基礎児童数別受給者数

(50年2月末現在)

(単位:人,%)

	総数	児童1人	2人	3人	4人	5人以上
実数	2,341,573	2,015,831	257,945	48,804	13,225	5,768
構成比	100.0	86.1	11.0	2.1	0.6	0.2

資料:厚生省児童家庭局「昭和49年度児童手当事業年報」

所得制限の限度額は、49年6月分から50年5月分までの児童手当については、扶養親族等5人の場合(6人世帯の場合)、48年の年間収入額で322万円であったが、50年6月分の児童手当からは、415万円に引き上げられた。この引上げによって、所得による支給制限に触れないで児童手当を受けることのできる支給率は、従来の水準に維持されることとなる。障害者控除等の諸控除の額も、49年6月分の児童手当から引き上げられた。

児童手当事業の運営については、厚生保険特別会計の中で行われているが、その収支状況は、第3-3-3表のとおりである。被用者分については、事業主からの拠出金に国庫負担金を加えて被用者児童手当交付金として、非被用者分については、国庫負担金が非被用者児童手当交付金として、児童手当の支給事務を行っている市町村に交付しているが、市町村では国からの交付金と都道府県の負担金に市町村自らの負担金を加えて支給費用としている。その負担割合は、次のとおりである。

	事業主拠出	国庫負担	都道府県負担	市町村負担
被用者	7/10	2/10	0.5/10	0.5/10
非被用者	—	4/6	1/6	1/6

事業主拠出金の49年度の徴収状況は、第3-3-4表のとおりである。また、50年度の拠出金率は、49年度と同様1,000分の1.2となっている。

第3-3-3表 児童手当収支状況

第3-3-3表 児童手当収支状況

(単位：100万円)

	46年度	47	48	49
収入総額	4,420	31,138	62,577	83,255
拠出金	1,336	9,913	27,635	33,696
国庫負担金	3,084	18,980	34,832	48,017
被用者児童手当財源	382	3,456	5,969	8,330
非被用者児童手当財源	2,024	14,284	26,832	37,005
事務費財源	678	1,241	2,031	2,681
前年度剰余金	—	34	27	1,304
借入金	—	2,182	—	—
その他の収入	—	18	83	237
支出総額	4,381	31,041	55,737	75,573
被用者児童手当交付金	1,712	15,490	25,608	36,431
非被用者児童手当交付金	1,994	14,311	25,838	36,460
事務費	675	1,239	2,029	2,679
借入金償還金	—	—	2,182	—
その他の支出	—	1	80	4
収支差引	39	87	6,840	7,681
翌年度へ繰越し	34	27	1,305	2,094
積立金へ繰入れ	5	60	5,535	5,588
年度末現在積立金	—	4	65	5,600

厚生省児童家庭局調べ

(注) 「積立金へ繰入れ」は、当該年度の決算の結果生じた剰余金を翌年度において積み立てる額であり、当該年度の「年度末現在積立金」は、この額を含まない積立金の総額である。

第3-3-4表 児童手当事業主拠出金徴収状況

第3-3-4表 児童手当事業主拠出金徴収状況

(49年度)

(単位：100万円)

	徴収決定済額	収納済額
総計	36,543	36,296
厚生年金保険関係	35,243	35,007
船員保険関係	476	465
共済組合関係	824	824

厚生省児童家庭局調べ

以上のように、児童手当制度は、制度発足以来着実に発展してきているところであるが、今後における制度の発展を図るうえにおいては、この手当が、真に児童の健全育成と資質向上のために役立てられ、制度の趣旨が生かされるということが、何にもまして必要なことであろう。